

平成 20 年度 組織・機構の見直し方針

本市の組織・機構は、平成 17～19 年度の 3 年間にわたって見直しを行い、効率的かつ効果的な組織づくりに努めてきた。

平成 19 年度に行った本庁を中心とした見直しに当たっては、市民福祉部は平成 20 年 4 月の医療制度改革にあわせて見直すこととしたことから、この見直しを含めて「平成 20 年度 組織・機構の見直し方針骨子」を本年 9 月に示した。

この方針骨子をもとに、より具体的に検討した結果、平成 20 年度の組織・機構を次のように見直すこととする。

1 医療制度改革への対応

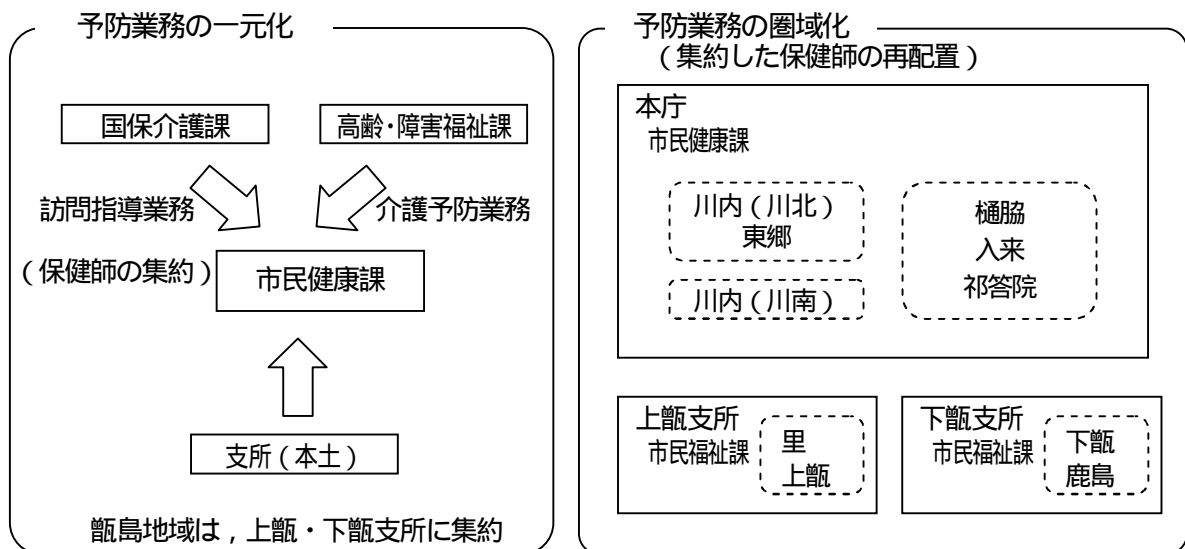
平成 20 年度の医療制度改革に伴い、医療保険者で行う特定健診・特定保健指導における健診受診率・指導実施率の目標を達成していくためには、保健指導の充実が重要となっている。

現在、医療、介護等の予防業務が市民健康課、国保介護課、高齢・障害福祉課に分散し、支所では少人数の体制で対応していることから、医療制度改革を機に、市民に分かりやすく横断的に対応でき、また、保健指導力の向上と保健指導業務に専念できる体制を構築するため、保健師の集約により予防業務を市民健康課へ一元化し、地域包括支援センターと同じ圏域で業務を行う。

また、甑島地域については、地理的に一元化できないため、上甑・下甑支所に集約し、市民福祉課（保健センター）に配置する。

なお、各支所には、日常的な相談業務に対応できるよう嘱託員を配置する。（甑島地域で有資格者の確保が困難な場合は、職員の勤務体制などを配慮し対応する。）

保健師を集約し、医療・介護等の予防業務を市民健康課に一元化
予防業務は、地域包括支援センターと同じ圏域
甑島地域については、上甑・下甑支所に集約し、市民福祉課に配置



2 市民福祉部の再編

市民福祉部は、医療制度改革、介護保険制度の拡充、急速な少子・高齢化、廃棄物処理・し尿処理に係る大型プロジェクトの推進など重要かつ喫緊な課題が山積しており、医療制度改革に伴う組織の見直しを機に、類似業務の一元化を行いながら、課題に迅速・的確な対応ができるように組織の再編を行う。

組織の再編に当たっては、部内の組織のスクラップ・アンド・ビルドに努めながら、汚泥再生処理センターの整備や子育て支援に係る組織を充実する必要があることから、部の分割あるいは福祉監又は環境対策監等の設置は見送る。

- (1) 子育て支援の充実（子ども対策室を子育て支援課に変更）
- (2) 汚泥再生処理センター整備への対応（環境施設整備室の設置）
- (3) 地域包括支援センターを独立し、国保介護課に移管（地域包括支援室の設置）
- (4) 類似業務の一元化（地域医療体制、甑島敬老園）
- (5) 市民政策課を市民課に統合
- (6) ねんりんピックへの対応

(1) 子育て支援の充実（子ども対策室を子育て支援課に変更）

急速な少子化に対応するため、子ども対策室を設置し、ファミリーサポートセンターなどの子育て支援施策を展開してきたが、平成21年度の次世代育成支援対策行動計画の見直しと子育て支援策の拡充並びに喫緊の課題である育児放棄や要保護女子の相談に対し迅速な対応を図るために、子ども対策室を子育て支援課に変更する。

(2) 汚泥再生処理センター整備への対応(環境施設整備室の設置)

大型プロジェクトである汚泥再生処理センターの整備については、技術提案の募集など工事着工に向けた業務に移っていくことから、環境施設整備室を新設し対応する。

(3) 地域包括支援センターを独立し、国保介護課に移管（地域包括支援室の設置）

高齢・障害福祉課内に設置している地域包括支援センターを、地域包括支援室として独立するとともに、費用対効果を分かりやすくするため介護保険の特別会計で運営することとし、国保介護課に移管する。なお、地域包括支援センターは民営化を含め今後のあり方を検討していく。

(4) 類似業務の一元化

地域医療体制の一元化（診療所課を地域医療対策課へ名称変更）

本市全域にわたる地域医療体制に対応するため、市民健康課の地域医療、救急医療等に関する業務を診療所課に一元化し、診療所課を地域医療対策課へ名称変更する。

甑島敬老園を高齢・障害福祉課へ一元化

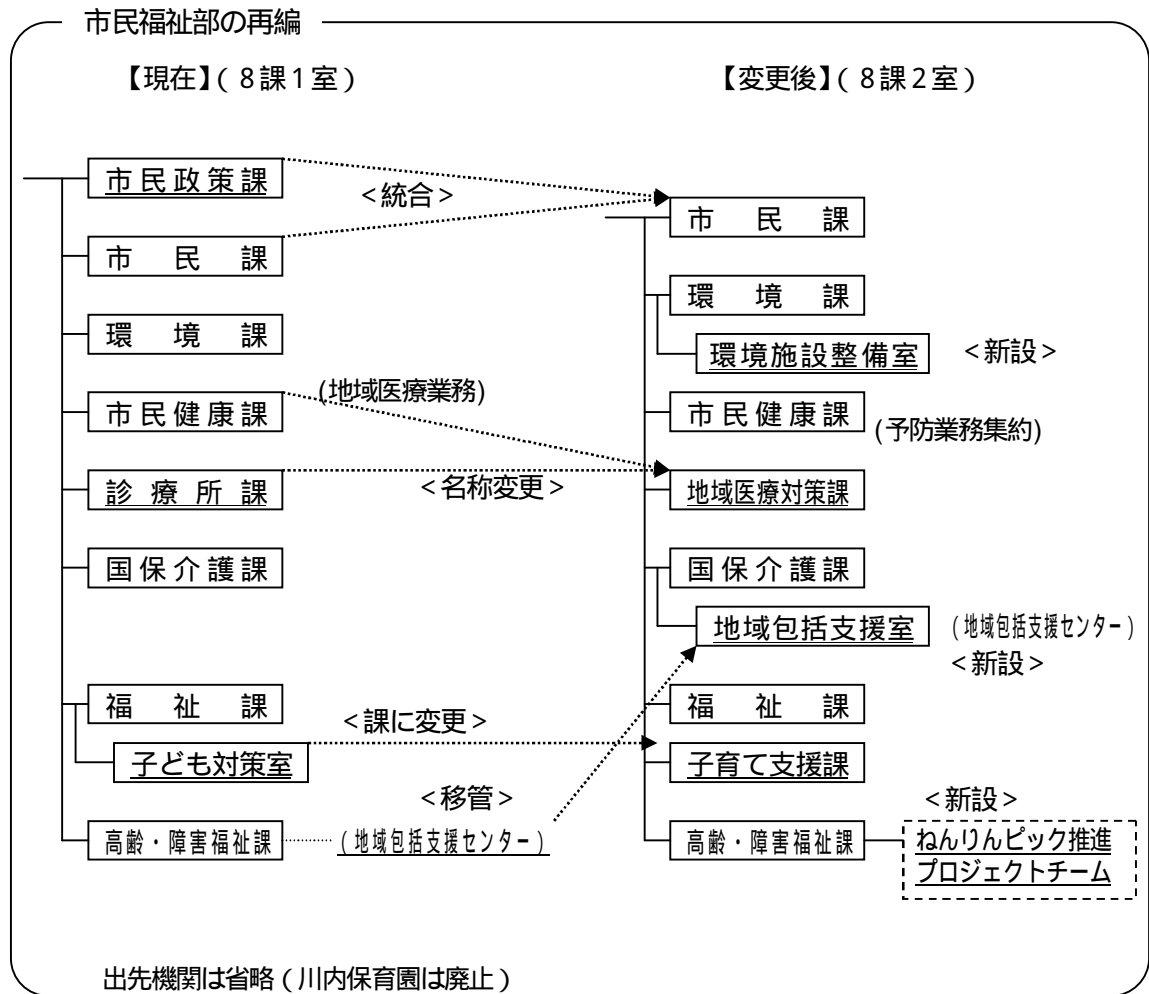
甑島敬老園に係る本庁の所管は、養護老人ホーム、在宅介護支援センターは高齢・障害福祉課、特別養護老人ホームは国保介護課であるが、一体的に施設の管理・運営を進めるため、高齢・障害福祉課へ本庁の所管を一元化する。

(5) 市民政策課を市民課に統合

市民政策課を市民課に統合し、市民福祉部の部局総括課は市民課とする。

(6) ねんりんピックへの対応

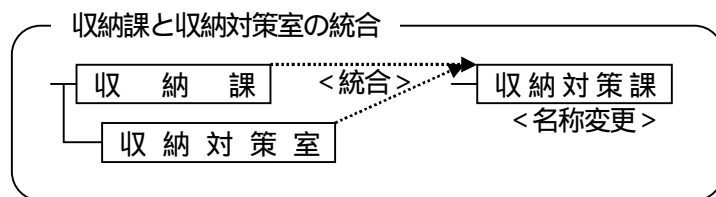
平成20年度に開催される「ねんりんピック」は、短期的な業務であることからプロジェクトチームを設置して対応する。



3 その他

(1) 収納課と収納対策室の統合(収納対策課の設置)

本庁・支所の統一的な収納・滞納整理体制の整備をしながら、収納対策室を設置して、過年度分の滞納整理、税外収入対策などに積極的に取り組んできたが、体制の統一化が図られてきていることから、収納課と収納対策室を統合して収納対策課を設置し、そのスケールメリットを生かして、納税・滞納整理の取組を充実する。



(2) 川内保育園の廃止

川内保育園の民営化に伴い、川内保育園を廃止する。

(3) 地区担当職員制度導入の検討

地区コミュニティ協議会との連携を密にし、地区の活性化を推進するため、各地区ごとに担当の市職員を配置する地区担当職員制度の導入については、支所のあり方を検討している行政改革推進委員会が地区コミュニティ協議会との関わり方を含め検討していくこととしているため、この検討状況を踏まえた上で導入方針を整理し、平成21年度からの導入を目指す。

(4) 課室の規模の検証，業務の集約化・拠点化

市民福祉部の再編に伴う保健師の集約による予防業務の一元化，子ども対策室の課への変更，診療所課への地域医療業務の一元化など，また，収納課と収納対策室の統合による収納対策課の設置は行いが，行政改革推進委員会の支所のあり方の検討結果を踏まえ本庁の組織の見直しも想定されることから，今回は大規模な見直しは控え，平成20年度に再度検討する。

(5) プロジェクトチームでの対応

新たな横断的な業務や短期集中的な業務などは，プロジェクトチームを設置し対応していくこととする。（設置するプロジェクトチームについては3月までに検討）